

総務厚生常任委員長報告

審査日	令和7年12月8日
出席委員	金子 恵 堤 理志 堀 真 下町 純子 藤田 明美 西田 健 浦川 圭一 西岡 克之
説明員	関係所管管理職ならびに職員

議案第72号 長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【提案理由・主な内容】

0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児を対象に、一定の利用可能枠の中で保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「乳児等通園支援」が創設されたことに伴い、国の基準を踏まえ条例を制定するもの。第1条から第5条では、条例の趣旨・用語の意義・最低基準・人格尊重等の一般原則を規定。第6条から第8条では、非常災害時の対応、安全計画の策定、自動車運行時の所在確認について定めている。第9条から第11条では、職員の知識や技能の向上、他施設との併設時の設備、職員の基準を規定。第12条・第13条では、利用乳幼児を平等に取扱う原則と虐待防止を規定。第14条から第19条では、衛生管理、食事提供設備、帳簿・内部規定、秘密保持、苦情対応を規定。第20条では、事業区分を「一般型」と「余裕活用型」とし、第21条から第24条では、一般型の設備・職員基準、支援内容、保護者との連絡を規定し、第25条・第26条では、余裕活用型の基準と準用を規定、第27条では、電磁的記録について定めている。附則では、施行日を公布の日としている。

議案第73号 長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

【提案理由・主な内容】

乳児等通園支援事業の創設に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営基準について、国の基準を踏まえ条例を制定するもの。第1条では条例の趣旨、第2条では事業者に関する一般原則、第3条では利用定員に関する基準を規定している。第4条から第33条は、特定乳児等通園支援事業の具体的な運営基準について定めている。また、附則では施行日を令和8年4月1日としている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：両議案共に「運営に関する基準」があり表現が重なっている。これらの区分け、違いは何か。

答弁：議案第72号は認可に関し、事業開始前にこの基準に沿った設備や運営体制が整っているかを審査するための基準を定めるもの。認可申請時に適用される基

準となる。一方、議案第73号は確認に関するもので、認可を受けた後に実施される事業について、給付費を支払うために町が確認するための基準を定めるもの。認可後の運営に対して適用される基準となる。

質疑：第5条3項に「事業者は自ら質の評価を行う」とあるが、客觀性が担保されるのか。町の関与や評価手段、改善体制はどうなるのか。

答弁：本条例は、事業者が備えるべき最低基準を定めるものであり、質の評価は事業者が自ら行う。そのうえで行政は、監査・指導等を通じて最低基準を下回らないよう関与する。あくまで、事業者が継続的に最低基準を満たし、改善を図ることを求めている。

質疑：国の「誰でも通園制度」に基づく事業は、全自治体が必ず実施しなければならないのか。本町は既に一時預かりやファミサポ等の支援を実施しているが、代替では不可なのか。

答弁：令和7年度は自治体判断で実施の可否を決められるが、8年度以降は法律に基づく給付制度となり、全国で実施が必須となる。

議案第72号、議案第73号共に慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第75号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

家庭的保育事業等に関する国の基準改正に準拠し、所要の改正を行うもの。第12条では、児童福祉法改正に伴い引用条文を整理し、保育所等の職員等による児童虐待に関する通報義務等の創設に対応するもの。第17条では、家庭的保育事業所等を利用する際の健康診断基準の見直しにより、母子保健法に基づく乳幼児健診を受けている場合、保育利用時の健康診断の一部または全部を省略できるようにするもの。附則では、施行日を公布の日としている。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第76号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども子育て支援施設等、および放課後児童健全育成事業に関する国の基準改正に準拠し、所要の改正を行うもの。第1条は、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、第2条は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、児童福祉法第33条の10第2項及び第3項の新設に伴い、それぞれ引用条文を改めるもの。附則では施行日を公布の日としている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第79号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）

【提案理由・主な内容】

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,203万6千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ170億6,494万6千円とするもの。

企画財政部財政課では、ふるさと長与応援寄附金は、上半期の寄附実績を踏まえ今後の伸び率を試算、4,500万円を増額し年間見込み4億6,500万円とした。また、財源調整のため財政調整基金に1,499万3千円を繰り戻した。政策企画課では、国勢調査事務委託料の国からの追加交付予定分65万7千円を計上。税務課では、町の基幹システムを標準化システムに移行するため契約準備を進めた際、想定外の仕様が判明し経費不足の見込みとなったため、債務負担行為補正、納付書処理業務委託の限度額を496万円に増額。

総務部総務課では、一般職の人事費、会計年度任用職員以外の職員の給与を減額、契約管財課では、役場庁舎の修繕多発により修繕料を70万円、公共用地雑草刈払い委託料を80万3千円増額した。

住民福祉部こども政策課では、委託料の変更の他、国の単価の基準の改正により病児・病後児保育の費用増額分を計上。また、申請増加に伴い、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金を増額計上。福祉課では、障害者医療費の利用増に伴い、国・県負担金と町の扶助費を増額計上。

健康保険部では、後期高齢者健診の受診増により委託料を増額、聴覚サポート機器等の備品購入については寄附金を充当。介護保険課では、介護保険特別会計の事務費郵送料不足に対応するため、一般会計から42万5千円を繰り出すもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

企画財政部

(政策企画課)

質疑：国勢調査統計指導員、調査員に対し、報酬の支払いが遅れているのではない
か。

答弁：説明会で12月中旬支払い予定と周知している。また、調査区の確定後でなければ報酬額が確定できず、前回も12月に支払っている。支給遅延ではなく、スケジュールどおりである。

健康保険部

(介護保険課)

質疑：聴覚サポート機器購入の理由は何か。

答弁：高齢化による聴覚機能低下（ヒアリングフレイル）対策として、集音器等を訪問時に使用し、コミュニケーション改善を図るためである。

総務部

住民福祉部

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第80号 令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由・主な内容】

既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ42万5千円を追加し、補正後の総額を35億5,008万円とするもの。一般会計からの繰入金で、新システム移行に伴う納付証明書等の郵送料増加分を補う。併せて、過年度の地域支援事業等に係る国県交付金・支払基金交付金の返還額が確定したことに伴い、その償還金を計上し、同額を予備費減額で調整するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：過年度分の返還金は、毎年この時期に精算して発生するものなのか。

答弁：返還金は、実績に基づき県へ実績報告書を提出し、その確定後に処理するもの。そのため、毎年この時期に精算し返還処理を行っている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。